資料編1

申告書の書き方と添付・提示書類

(おもて面)

こちらでは、市民税・都民税の詳しい内容と申告書の基本的な書き方をご案内しています。申告の際の参考としてください。 控除金額等については、資料編2もご覧ください。

※印のものは、添付または提示書類です。**添付資料のない場合は控除等が認められない場合があります。**

① 収入がなかった方

収入がなかった方・非課税所得(遺族年金等)のみの方は該当する箇所の□にチェックを入れて(☑)、必要事項を記入してください。また、基礎控除 43 万円を所得控除金額 24・25・28 に記入してください。 (③本人対象の控除・⑤扶養親族等の欄等も、該当があれば記入してください。)

②収入があった方

- ◆事業所得・不動産所得 ※必要経費分の領収書・収支計算書等 事業所得・不動産所得の説明については、うら面をご覧ください。
- ⇒収入・必要経費・所得金額(所得金額=収入金額-必要経費)を記入してください。
- ◆公的年金等(雑所得) ※源泉徴収票

厚生年金、国民年金、共済年金、恩給等の所得です。

- ⇒うら面①に支払者・収入金額を記入し、合計額をおもて面キ欄に 転記し、所得金額を7欄に記入してください(所得金額の求め方は 資料編2をご覧ください。)。なお、遺族年金・障害年金は非課税所 得のため、この欄には記入しないでください。
- ◆給与所得 ※源泉徴収票

サラリーマンの給与、賃金、賞与等による所得です。

- ⇒基本的に源泉徴収票の内容を申告書に書き写す必要はありません。 源泉徴収票をお持ちでない方はうら面②欄に支払者(連絡先)を記 入し、合計額をおもて面力欄に転記してください。なお、給与収入 額は手取り額ではなく、社会保険料等を引く前の総支払額です(所 得金額の求め方は資料編2をご覧ください。)。
- ◆それ以外の所得については(うら面)をご覧ください。

③本人対象の控除

●寡婦控除

死別・離別・生死不明のいずれかを○で囲み、その年月を記入し、「控除金額」18 欄に控除金額を記入してください。

●ひとり親控除

該当する場合は、□にチェックを入れて(☑)、「控除金額」18 欄に 控除金額を記入してください。

●勤労学生控除 ※学生証

学校名、卒業予定年を記入し、「控除金額」20 欄に控除金額を記入 してください。

●障害者控除 ※障害者控除対象者認定書や愛の手帳等

「身体」・「精神」・「愛の手帳」・「障害者控除対象者認定書」のいずれかを〇で囲み、障がいの程度(級又は度)を記入し、「控除金額」20 欄に控除金額を記入してください。

★基礎控除 ※収入がない方もご記入ください

合計所得金額が 2400 万円以下の全ての納税者に適用される控除です。 24 欄に 43 万円の控除金額をご記入ください。

※合計所得金額が2400万円を超える方は資料編2をご覧ください。

※個人番号(マイナンバー)

個人番号を記入してください。また、本人確認のため、申告時に [番号確認書類] 及び「身元確認書類」を提示してください。郵送の場合は、写しを同封してください。(扶養親族がいる場合も、「番号確認書類」及び「身元確認書類」の提示、同封は本人分のみとなります。)

記入例 T田市長宛 令和7年度 市民税·都民税申告書(令和6年分) 🕺 令和7年1月1日現在の 森野2-2-22 ふりがな 現在の住所 窓口に来た方 本人の場合は 記入不要 042-722-3111 1 0 0 業農 業イ に ☑ □ 預貯金で暮らしていた □ 生活保護を受給していた 不 動 産 ウ □ その他 [裏面の**その他**欄に生活が 況を記入してください 子 エ ③本人対象の控除 事 婦 控 ← 裏面⑧に記入した総合課税分 配 当 オ。 1 0 0 0.0 — 裏面②の収入金額の合計を 与 ^详 • 为 給 5 8 0 0 0 0 公的年金等 7 0 5 記入してください - 裏面(4)の収入金額(A) ひとり親控除 表面④の差引金額(A-B) 裏面④の収入金額/^ 業・務 5 0 0 1 0 0 その他 700 1 0 0 **在欢幸**圣中 ※証 障害者控除 終合 短期 機能等手機等者按照対象者認適 譲渡 里 HB 裏面の③で計算したものを転割 11 裏面③に記入したものを転記してくだ 障害者控除対象者認定書 所得控除 所得控除金額 社会保険料控除 (各国民健康保険支払額 ※控除証明書 小規模企業共済等掛金控除※証明書 円個人年金保除料支払額 介護医療保除料支払額 生命保険料控除 新生命保険料支払額 ※控除証明1 ※控除証明 寡婦・ひとり親 18 医療費控除 O O O O STANCES 控 除 ※医療費又は特定医薬品 等職入費の明細書 勤労学生、 障害者控除 20▼ 3 3 0 0 0 0 0 配偶者控除 21 | 生年 | 明・大・昭 | 31 年 | 1 月 20 日 21又は | 身体 | 24種 | 精神 | 町田 税子 配偶者特別 22 0 000 (状況) 同居 (個人番号) 控除 7 8 0 000 時末45 表人38 扶養控除 ② 生年 明 大昭 14 年 3 月 町田 マチ 基礎控除 24 4 3 0 0 0 0 (続柄) 母 (状況) 同居 (個人番号) 3~24までの計 25 生年 明·大昭 53 年 7 月 1 町田 町太 (続柄) 子 (状況) 同民 (個人番号) 5 認定 (障害者控除) 医療費控除 27 生年 明·大·昭 月日 平·令·西 (状況) 同居 (個人番号) 生年 明·大·昭 年 月 (状況) 同居 (個人番号) 控 (続柄) (状況) 同居 別居 (個人番号) (続柄) 調 ※支払調書又は年間取引報告書
整 「事業所 (続柄) (状況) 同居 (個人署写) 7 生活状況 ⑥寄附金に関する事項 ※領収書
 ① 都道府県・市区町村分 (ふるさと納税分)
 ② 住所地の共同募金会 住所地の日赤支部分 ⑦住宅借入金等特別税額控除に関する事項 ※源泉徴収票 住宅借入金等特別控除の額 ③都条例指定分 1 非居住者 生宅借入金等特別控除可能額 ④市条例指定分 居住開始年月日 平·令 □給与から差引き(1. 本人専従

4)所得控除

申告

お

もて面

- **社会保険料控除 ※控除証明書又は領収書** 支払額を記入し、「控除金額 1.13 欄に控除金額を記入してください。
- ●小規模企業共済等掛金控除 ※支払額の証明書等 支払額を記入し、「控除金額」14欄に控除金額を記入してください。
- ●生命保険料控除 ※控除証明書

控除証明書に記載された年間の支払額のうち、新・旧契約に基づく 支払額を新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料の欄に、 「控除金額」⑤欄に控除金額を記入してください。

控除額の計算は資料編2をご覧ください。

●地震保険料控除 ※控除証明書

控除証明書に記載された年間の支払額を、地震保険料の欄又は旧長期損害保険料の欄に記入し、「控除金額」⑩欄に控除金額を記入してください。「控除金額」の計算は資料編2をご覧ください。

● 医療費控除 ※控除の明細書

「従来の医療費控除」又は「セルフメディケーション税制に係る控除」のいずれかを選択のうえ、「医療費又は特定一般用医薬品等購入費」等を記入し、「控除金額」27 欄に控除金額を記入してください。

- ※領収書の添付又は提示では申告することはできません。
- ●雑損控除 ※支出した金額についての領収書等

うら面⑤雑損控除の欄に損害の原因・損害年月日・損害を受けた資産の種類等を記入し、「控除金額」26 欄に控除金額を記入してください。

⑤扶養親族等

●配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族

控除の対象となる配偶者・扶養親族の氏名・生年月日・同居別居の区分・続柄・個人番号・控除額を記入し、「控除金額」21 又は②欄に控除金額を記入してください。別居の場合は申告書うら面⑦にも住所等を記入してください。

●配偶者特別控除

該当する場合は、「配偶者(特別)控除・同一生計配偶者」欄と配偶者の合計所得金額(収入金額ではありません)を記入し、「控除金額」 22 欄に控除金額を記入してください。

●障害者控除 ※障害者控除対象者認定書や愛の手帳等

「身体」・「精神」・「愛の手帳」・「障害者控除対象者認定書」のいずれかを〇で囲み、障がいの程度(級又は度)を記入し、「控除金額」20 欄に控除金額を記入してください。

⑥寄附金に関する事項 ※領収書等

寄附金の支払額を記入してください。

ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされている場合、市民税・都民税 申告をすると特例が無効になるため、寄附に関する事項の申告が必要です。

⑦住宅借入金等特別税額控除に関する事項

※年末調整がなされた源泉徴収票

源泉徴収票から住宅借入金等特別控除の額(所得税で控除した金額)、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日を転記してください。

8配当割額控除額

配当所得を申告された方で特別徴収された配当割額(5%)がある場合は記入してください。

⑨徴収方法の選択

給与・公的年金等とそれ以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得がある方は選択してください。

資料編1

※印のものは、添付または提示書類です。 (うら面)

◆総合譲渡 ※収入・経費のわかる書類

ゴルフ会員権、書画、骨董、貴金属等の資産譲渡から生ずる所 得です。保有期間 5 年以内を「短期」、5 年超を「長期」として 計算します。

◆一時所得 ※収入・経費のわかる書類

生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期 返戻金、懸賞当選金、競馬・競輪等の払戻金、遺失物拾得報労金 等による所得です。

⇒それぞれの収入金額・必要経費・差引金額・特別控除額・所得 金額を記入してください。また、「コ」の金額をおもて面コ欄 に、「サ」の金額をおもて面サ欄に、「シ」の金額をおもて面シ 欄に、合計の金額をおもて面 11 欄に転記してください。

なお、特別控除額は差引金額と50万円のいずれか少ない方の金 額となります。

◆公的年金等以外の雑所得 ※収入・経費のわかる書類

シルバー人材センターの配分金、職業としていない講演料、印税、 放送出演料、牛命保険年金、他の所得に当てはまらない所得です。

⇒種目・所得の牛ずる場所・収入金額・必要経費・差引金額を記 入し、収入金額の合計額をおもて面クまたはケ欄に転記し、差 引金額をおもて面8または9欄に転記してください。

【注意】シルバー人材センターの配分金・生命保険年金は、雑そ の他(ケおよび9)に転記してください。

●事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする親族(15歳以上)で、あなたが経営す る事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した方がいる場合 は、あなたの事業等から生じる所得から控除されます。

⇒該当者がいる場合、氏名・専従者給与等を記入してください。

◆株式等の譲渡等・先物取引に係る所得※年間取引報告書等

上場株式や一般株式を売った場合に生じる所得や先物取引に よる事業所得・譲渡所得・雑所得です。

- ⇒所得の種類・種目・必要経費を記入してください。株式等譲渡 所得割額控除額がある方はそれについても記入してください。 収入金額をツ欄、テ欄、ナ欄の該当箇所、所得金額を94欄、35 欄、37欄の該当箇所に記入してください。
- ※上場株式等の譲渡所得等について、所得税(確定申告)と異な る課税方式の選択は令和6年度より選択できなくなりました。

_	. •	① 公的年	ョクス しょ	リナス		左会. 四	きまたるけ	- II ◇ / \	②給与所	に得け	- 胆 -	۲z	車百							
	. 1	(1) Zinj-	<u>►亚哥[○]</u> 支 払	<u>対する・</u> 者	尹垻(退族	×	入 金				<u>- (天) 5</u> 払				電 話:	₩ □		収入	金	額
	١.	***************************************				4X			2				者						***************************************	
.		日本年金機構				1,805,250 円				株町田町 株マチダマ				042-722-3111				350,000 円		
Γ						ļ		円		州マ	ナク	7		0,	42-722	2-311	1		880,000	り 円
	1							円												円
.								円												円
		3 総合譲	渡•一時	所得に	・関する事	江百(終	唯.	鐘渡所 復	と一時所	温(士+	رہ ا	を1	/21.t	- 全額・	が課税	対象に	こかい	≠ む ')	
		O NO II III		A 収		-			C 差引金額						C-D表				コ+(サ+シ) >	x 1/2
		総合	短期	1		円		円		F	_]		円		表面11	*****
,		譲渡	長期	 		円	••••••	円			3			円			円			
		- In the second	時			- CI		円			~~~~~			<u> </u>			——— <u>П</u>			円
			-			,		<u>F13</u>			11							_		
•		<u>4</u> 公的年	金等以を	トの雑	所得に関	<u>する事</u>	項			,				<u>多雜技</u>	員控除(こ関す	<u>「る事</u>	項		
		_ 種 目	所	得の生	ずる場所	1	収入金額	(A) 必	要経費(B)	差引	金額	(A-	B)	- 1	員害の原	因		損害	年月日	
1		個人年金	金 ()	○保険	株式会社	E	700,000	0 円 6	00,000 _円	10	0,00	00	円					年	月	日
•		原稿料	<u> </u>	△△株	式会社		500,000	0 円 4	·00,000 円	10	0,00	00	円	損害を	受けた資	産の種	類	損害	金額(A)	٦,
		:						円	F.				円							-
			(分支)1-町	1 t z =	巨 T百	,								4 保险全学	で補てんさ	カス全が	(B)	羊口埕	 失額(A-E	B)•
'	i	************************************] 	分 車	月数	車 / 2	給与(控除)	夕百	7			体陕亚司	CIHI CNO	16の亜部		左刀頂	入領(A [
		<u> </u>	וקה ב	ב ומחים	T +	1た手	一切奴	等從 有	和子(经际)	台				4****			円		;	
		<u> </u>				l						分	離課種	兑						
:	!	個人番号				L				Р	3		短期		般	分	ス			··· [F]
					住 所					別			譲渡	軽	滅	…分	セ		/	円
	:		•				•	•	青色	:白色		収	臣 —	般	の譲	渡	ソ			円
=		うりまり	仕 差	生生に	明せる車	· 高·					_		期原		宅均				•	
	l i		扶養親族			H		住 所			7	入	譲に	係	こもりる 譲		タ	•		_
							+ + 4	工厂用	区集町4-2		-						_			円
		町田	町太 -	子 S	53. 7. 1		果只有	1日7十年	△ 隼 町 4-2			金	;		オ産 の	1		;		円
٠	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													等の			·		円
	l i	⑧配当所	得等に関	する	事項						_	額			等の					円
1		所得の生	ずる場所	支払.	確定年月		収入金額	g I	必要経費•配	当所得			上場	株式等	手の配	当等	D			円
,	H	77110107	. 7 0-9171	~ 14	HEAL /)		-IX / L II.		に係る負債の	カ利子		Ш	先	物	取	引	ナ			円
		□□株式	会社	R	6年 1月		100,0	00 円		<u>0</u> P	1		短期		般	分	(29)			円
	:				年 月			円		Р	3		譲渡	軽	減	分	(30)			
	۱: ۱	<u>@#</u> +*	の辞油な	- 生粉	カガマフレーズ	でと示い	但に関す	トス車電			_	所	長一		の 譲		<u> </u>			円円
-	li i		の種類	F 元杉	<u>パタスラリー)</u> 種 目	ド の川	得に関する事項 必・・・ 経費							~~~~~	三宝出					
		7기 1寸	「リイ里大貝		事業・譲渡	- <i>5</i> #		火 女	性 其			I1∓ I	1 1		こ七月る 譲		32			
	:					·	-	•		円			譲に		オ産の	//又 ■森 油	20		••••••	円
		14_15 Art 54 34	Tr / E chi ch T l ch E		事業・譲渡		Add (to) the con	A		円		金					_			円
	i I	株式等譲渡					特例適用			•					等の		_			円
	١.	⑩分離課	税の短其	月・長 期	I譲渡所 征	引に関	する事項	<u> </u>				額			等の					円
			得の生ずる		必要終	•••	差引	3	特別控除額	7E			上 場	株式等	手の 配	当 等	36			円
-		ומ נגש	付のエック	ולזנפיע	北文中	土 艮	(収入金額-	-必要経費)	竹川工师	识			先	物	取	引	37			円
		 用 用								円		***************************************								
ľ					円円				務処理欄		配10			配2	.5					
							特例適用	条文			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	務划	ひ埋欄	配05			配0	0		
		①特定支出控験の適用がある場合の給与所得に関する					車 値	1 配 選択可												
							`尹·垻 听得金額				択不可	13	· '	~-	۰,۱۳	-	•••••			
		給与	收入金額		特定支出	の金額	の合計額	B (が付金領 赤字の場合は	to)	譲		ハイ・ロ 建 択可	口不要	<u></u>		口 分割	tt.		
	.								小丁ツ州口口	**********	渡		択不可	1/3			/J F	194.		
	ľ		*******	<u>·····円</u>			F	円 <u> </u>		円		1251	אירוי או	L						
1	ندا	迎山林所	得•退職	所得に			1		¥			8								
-		Ш	林		A 収入金	額	B 🖄	少要経費	C 特別	控除	額	D	青色申	告特別	空除額	所行	导金額	(A-I	3-C-D)

普通 の別 B 退職所得控除額 C 差引 (A-B) A 収入金額 勤続年数 所得金額 (C×1/2) 障害 退 職 年 口 普通 年 月間) □ 障害

③家屋敷・事業所に関する記入欄

町田市内にある	る事務所等の内容		I THI HOLD II CIXIX	あなたが該当する箇所	確定申告の	事務所・事業所	事務所	事業所	
区 分		H I 105(77) PHENOCIAL 1717 1 1 1 2 1 10 11	親族の合計数	にOをつけてください	申告区分	開設年月日	電話	番号	
□事務所・事業所 □	自己所有 口借事務所等	は特別控除前の額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(16歳未満含む)	障害者·未成年	□青色				
□家屋敷 □]借家用	円	名	寡婦・ひとり親	口白色	年 月 日			

その他

★事業所得・不動産所得の説明

◆事業所得

事業所得は営業等所得と農業所得にわかれます。

- ○営業等所得とは小売業、卸売業、修理業、製造業、飲食業、サービス業等、自由職業(医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工等)や漁業等 の事業から生ずる所得です。
- ○農業所得は農産物の生産、果樹等の栽培、養蚕、家畜の飼育や酪農品の生産等から生ずる所得です。 なお、家内労働者、外交員、集金人の方又は特定の人に対して継続的に人的役務を提供している方は実際の経費が 55 万円に満たない場合で も 55 万円まで経費とすることができます(ほかに給与収入がある方は 55 万円 – 給与所得控除の金額までが上限となります)。

◆不動産所得

地代、家賃、土地家屋の貸付権利金等による所得です。

●家屋敷・事業所に関する事項

⇒町田市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人の方で、町田 市内に住民登録をしていない方 は記入してください。

◆配当所得 ※支払調書又は年間取引報告書等

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当等や投資信託や 特定受益証券発行信託の収益の分配等の所得です。

⇒所得の牛ずる場所・支払確定年月・収入金額・必要経費(株式 を取得するのに要した借入金の利子)・差引金額を記入してく ださい。総合課税の場合は、収入金額をおもて面オ欄、所得金 額をおもて面 5 欄に記入してください。分離課税の場合は、収 入金額をト欄、所得金額を36欄に記入してください。配当割額 控除額がある方はおもて面⑧配当割額控除額欄にも記入して

※上場株式等の配当所得等について、所得税(確定申告)と異な る課税方式の選択は令和6年度より選択できなくなりました。

●別居の扶養親族等に関する事項

※親族関係及び送金確認書類

⇒扶養親族と別居されている方は、扶養親族の氏名・続柄・生 年月日・住所(住民登録地)を記入してください。

※令和6年度より、30才以上70才未満の国外居住親族は「留 学により非居住になった者」「障害者」「納税義務者から生活 費や教育費に充てる支払いを38万円以上受けている者」が 控除対象となり、必要書類の提出・提示が必要になります。

●分離課税の譲渡

土地や建物を売った場合に生じる所得です。確定申告が必要な 場合がほとんどのため、まずは税務署にご確認ください。

●市民税・都民税の計算のおおまかな流れ

率】		市民税	都民税	国税(森林環境税)	計
	所得割	6%	4%	-	10%
	均等割	3,000 円	1,000円	1,000 円	5,000 円
	* 均等割は一定以	上の所得のあるフ	5に課税されま	す。	

※住民税が課税されない方(障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の方は、条件が異なります。)

前年中の合計所得金額が町田市の条例で定める額以下の方

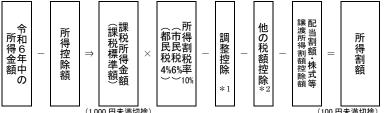
1. 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合:45万円

2. 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合:

35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+31万円により計算した額

【税額の計算方法】

年税額 = 均等割額 + 所得割額(下記計算方法による)



市民税・都民税と所得税では人的控除額に差があるため、その差額に起因する税負担増を調 整する目的で所得割額から一定の金額を控除します。人的控除とは、障害者控除、寡婦・ひ とり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除のことです。 なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用されません。

)市民税・都民税の課税所得金額が200万円以下の方

以下の①と②のいずれか小さい額の5%を控除

①人的控除額の差の合計額 ②市民税・都民税の課税所得金額

○市民税・都民税の課税所得金額が 200 万円超の方

[人的控除額の差の合計額-(市民税・都民税の課税所得金額-200 万円)]×5%を控除 ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円を控除

* 2 税額控除

*1の調整控除のほか、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額 控除等があります。